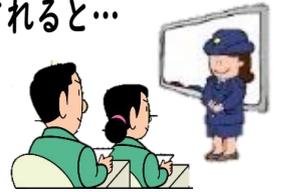


平成27年6月1日施行

自転車運転者講習

14歳以上の自転車運転者が『危険行為』を3年以内に2回以上繰り返し、摘発されると…

『自転車運転者講習』の受講が命じられます



講習時間3時間／講習手数料 6,000円

※3カ月以内の指定期間内に講習を受講しない場合5万円以下の罰金刑に処されます

受講義務の対象となる15項目の『危険行為』

<p>①信号無視</p> <p>道路を通行する場合には、対面する信号機の標示する信号、または警察官の手信号に従わなければならない</p> 	<p>②通行禁止道路(場所)の通行</p> <p>道路標識等により自転車の通行が禁止されている道路(歩行者専用道路)や場所(歩行者天国など)を通行してはならない</p> 	<p>③歩行者用道路における歩行者妨害</p> <p>歩行者用道路において歩行者に注意を払わない、徐行しないなどの行為</p> 
<p>④通行区分(歩道・右側通行等)</p> <p>車道と歩道が区別されている歩道を通行したり、車道の右側を通行する行為</p> 	<p>⑤路側帯での歩行者の通行妨害</p> <p>自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度や方法で通行する行為</p> 	<p>⑥遮断踏切立入り</p> <p>踏切の遮断機が閉じている、閉じようとしている、または、警報機がなっているときに踏切に立ち入る行為</p> 
<p>⑦交差点左方車優先妨害・優先道路車妨害等</p> <p>信号のない交差点で、左方からくる車や優先道路通行車両等の妨害交差点に進入するときに徐行しない</p> 	<p>⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害</p> <p>交差点で右折するとき、その交差点で直進や左折をしようとする車両等の進行を妨害する行為</p> 	<p>⑨環状交差点安全進行義務違反等</p> <p>環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、環状交差点に入るときに徐行しないなどの行為</p> 
<p>⑩一時不停止</p> <p>交差点(停止線)の手前で停止しないで交差点に進入したり、交差道路を通行する車両等の通行を妨げたりする行為</p> 	<p>⑪歩道での通行方法義務違反</p> <p>歩道の車道寄りや、指定部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しないなどの行為</p> 	<p>⑫制動装置不良自転車運転</p> <p>ブレーキ装置がない、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為</p> 
<p>⑬酒酔い運転</p> <p>自動車と同じく、お酒を飲んで自転車を運転することは大変危険であり、道交法で禁止されています</p> 	<p>⑭安全運転義務違反</p> <p>ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為(傘さし運転やながらスマホ運転で事故を起こした場合も安全運転義務違反となることがあります)</p> 	<p>新設 ⑮他の車両の妨害運転</p> <p>(あおり運転) 自動車やバイク、他の自転車の通行を妨げる目的で、逆走・幅寄せ・進路変更・不必要な急ブレーキ・ベルを執拗に鳴らす行為</p> 



← 自転車安全指導カードは『自転車運転者講習』の対象外です

